

質問回答

2017年9月19日

(案件名)「ヨルダン国ヨルダン及びパレスチナと周辺地域における物流や貿易に係る情報収集・確認調査」
(公示日:2017年9月6日 / 公示番号:170666)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	4 頁、7. 業務の内容、(2)現地調査、及び(3)国内整理作業	業務指示書には、作成した報告書(ドラフト段階のもの)の内容を、調査対象国関係機関に対して説明・協議する、必要に応じてそれら機関のコメントを報告書に反映させる旨の記述がないため、これらのタスクは本調査では実施しない、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。本調査では、ヨルダン及びパレスチナ双方が裨益する候補案件を模索することを前提としているため、利益相反が生じない案件の提案が重要ではありますが、一方に何らかの不利益が生じる可能性がある場合、それらのリスクも含め、報告することを求めています。調査対象国の政府機関に説明する際は、情報を十分に精査し、開示する情報を取捨選択する必要があるため、本調査においては JICA がこれらのタスクを実施します。

以上